

空家等の所有者等に関する情報の行政内部利用に係る規定の適用範囲の明確化

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第10条第1項

規制改革の内容

現行制度

市町村が保有する空家等の所有者等の情報について、「空家法の施行のために必要な限度」において、その保有に当たって特定された目的以外の目的のために内部利用が可能とされている



措置内容

空家等の所有者等の特定のほか、空家等に関するデータベースの整備や空家等の適切な管理を促進するために必要な情報の提供など、空家法に基づく空家等対策を市町村が効果的に行うために必要と認められる場合にも、内部利用可能であることを明確化



効果

空家等の適切な管理や活用を促進

規制改革の概要



空家等の所有者等の特定以外の目的で市町村が保有する所有者情報を内部利用してよいか不明確



空家の適切な管理や活用の促進など、空家法に基づく空家等対策を行うために必要な場合も市町村内部で利用可能



空家等の管理・活用を促進